

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成30年11月13日 午前9時58分～午前10時55分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	福元 光 一
副委員長	持原 秀 行	委員	徳永 武 次
委員	杉 菌 道 朗	委員	成川 幸太郎
委員	永山 伸 一	委員	帯田 裕 達
委員	宮里 兼 実		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田黒 博

---

### ○その他の議員

議員 井上 勝 博                      議員 森 満 晃

---

### ○説明のための出席者

議会事務局長 田上 正 洋                      議事調査課長 砂 岳 隆 一

---

### ○事務局職員

事務局 局長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一
議事調査課長	砂 岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	藤井 朋 子
主幹兼議事グループ長	久米 道 秋		

---

### ○審査事件等

- 1 会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについて
  - 2 薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱（案）について
  - 3 平成30年度第4回臨時会の会期（案）について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一） これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から挨拶をお願いします。

○議長（新原春二） いよいよ最終的な臨時会の取り扱いについて協議をしていただきますが、ぜひ有意義な中で臨時会が開催されるようによろしくお願いをいたします。

それから、タブレットの関係については、最終的な要綱（案）について確立をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

10月26日以降の議長室の動きについて、今プリントを配りましたけれども、10月末から11月にかけて、結構忙しくて、ばたばたでしたけども。

まず、10月26日に原子力規制委員会の方が2名川内に見えまして原子力発電所を視察され、そしてまた、鹿児島県と薩摩川内市周辺自治体との意見交換会ということで、知事を含めて協議会が、意見交換が開催をされまして、中身的には意見としては、周辺の4市に対する対処をうまくしてくれということと、ちょうど再生エネルギーの買い取り制限があったために、九電に対するいろいろ質問が出ておりました。知事からも3点ほど要望はありましたけども、今までの要望とほとんど変わりませんでした。

同じ26日に、北薩横断道路整備促進地方大会が宮之城で開催されて副議長が参加をして、いよいよ出水から—出水からというか、長島からといえますか—空港に向けての整備が進んでいきまして、3月に泊野のほうで1区間開通するという予定になっております。

それから、27日はつくし園の運動会とはんやジュニアの大会が開催されました。29日、御存じのとおり議員研修会が東京の第一議員会館で開催されて、それぞれ参加して、勉強してきたところですが、ぜひ今後の議会活動に生かしていただ

きたいと思います。夜は小里農水副大臣との懇談会があって有意義なものができたんじゃないかと思っています。

30、31日に原子力サミットでありました。大変皆さん方にはお世話になりました。それぞれの意見に基づいて、また議会活動に生かしていただきたいと思っています。

11月1日には、韓国プロ野球のSKワイバーンズが秋季キャンプにこしも来てくれまして、総勢50名で今キャンプをしているところです。

11月2日には、東京川内会の役員の御一行が表敬訪問されて、3日のおはら祭、4日のはんやまつりに参加をするということで御挨拶があったところです。

同じ2日には、防犯協会へパチンコを含めた遊技組合の方々が青色パトロール隊の車に防災カメラを積んでほしいということで、30万寄贈されまして、中身的には、大体1万ぐらいで30台、青色回転灯をつけたいということでありました。

それから、同じ2日には、鹿児島県人世界大会が開催されまして、世界27カ国から77名の参加があって、総勢600名で大会が開催をされておりました。

4日には、はんやまつりが開催されました。皆さん、大変御苦労さまでございました。

5日には、デンソーの女子陸上部の方々が合宿を張ってもらっています。長距離界では有名はところですけども、松元監督が鹿児島県の出身ということで一生懸命頑張りたいということでした。

11月5日から昌寧郡公式訪問団が来られまして、6日まで滞在され、最終的に6日の日に議場も見るということで、副議長で案内したところです。今回は、議長と女性の議員二人が来られました。

それから同じ6日に、県の市議会議長会の臨時総会が東京であり、総会と地元国会議員との意見交換会がありました。

あとは7日の臨時総会を受けて、国土交通省、農林水産省のほうに要望活動に行っております。

それから、8日はタブレット端末の操作研修がありまして、それぞれ全て整いましたので、ぜひ有効利用をお願いしたいと思います。

同じ日に、福井県おおい町議会の表敬訪問がありました。これは、おおい町でも2基稼働してい

るんですが、川内原子力発電所を見て、それから議会のほうに寄っていただきましていろいろ意見交換したところでした。

10日の日は、社会福祉ボランティアフェアが盛大に開催されたところです。

同じ日に、薩摩川内市陸上競技協会の70周年記念式典がありました。今まで陸上競技会はあったんですけども、周年行事をしていなかったということで、初めて70周年を開催しましたということでした。

11日には、NHKの今村気象予報士が訪問をされましたが、17日に放送協会から表彰されましたので、その表彰の伝達式をするということで挨拶されました。議会からも10人ほど参加されていますので、よろしくお願いします。

それから、きのう、12日に九州農政局の方がお見えになりまして、鳥獣被害の補助金に対して税金がかかるということで——山口県のことでいろいろ問題になっていたんですが——その件で先日、東京に行った際に上野議員から小里代議士のほうに問題提起がされて、小里代議士からは、本局を通して農政局から直接こっちに出向かせますということであったんですけども、それはあんまりだということで、上野議員もお断りをしたんですけども、九州農政局から出しますということで、九州農政局の課長さんと担当の方が見えまして、棚入れをしておきましたけども。要するに補助金が今7,000円出るんだそうです。その根拠は何かといたら、経費が1万4,000円ぐらいかかるだろうということで、その半額の7,000円ということで今国は指定をしていると。その1万4,000円の根拠というのが、なかなかなくて、日当、それから銃であれば弾代とか、あとは犬の餌代とか、軽トラックの油代とか、そういうことを計算して1万4,000円という想定が出て、7,000円だと。薩摩川内市はそれにプラス6,000円出ていますから1万3,000円。1万4,000円内でおさまるから、税金がかかることはないという話でした。

ただ、諸収入が20万円以上だったら当然申告をしなければなりませんけども——農業収入や、別の収入があって合算すれば税金があるんですけども、補助金だけではかからないということでした。ただ、それを売って肉代が入るということで1万

4,000円を超えれば、その超えた分に税金がかかるという話でしたので、薩摩川内市の場合は、ほぼかからないのではないかとということで協議をしたところでした。その後、知識副市長のほうにも表敬訪問をされて、その旨の話をされたところでした。簡単な資料ですけども、またお目通しください。

---

△会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）まず、会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについてを議題いたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについて御説明いたします。

資料1-1から1-4までを一括御説明申し上げます。

まず、資料1-1をごらんください。

11月9日付けで、森満議員から会派結成届が提出されまして、当該会派に帯田委員が所属されておりましたことから——下の点線囲みに記載しておりますが——議会構成に関する申合せ事項の2、議会運営委員会委員の選任についての（4）になりますが、委員がその所属する会派を離脱し、または他の会派に所属することになったときは、辞表を提出するものとの規定によりまして、新創会から選出されておられました帯田委員から辞任届が提出されてございます。つきましては、議会運営委員会委員の取り扱いにつきまして御確認いただきたいと存じます。

まず、1の構成替えが予定されている場合の委員の取り扱いについてでございますが——下の点線囲みに記載しておりますが——申合せ事項では、会派に異動があったときの議会運営委員の選出数を定例会ごとに、招集日前に——基本的には9日前議運となりますが——再計算すると規定してございます。今回、議会運営委員会委員の任期満了等に伴います構成替えが予定されておりますことから、当該構成替えに伴い、各会派からの選出数を再計算することとしたいと存じます。

次に、2の各会派からの委員選出数についてでございますが、構成替えに伴う各会派からの委員

選出数につきまして、再計算いたしますと次の資料1-2のとおりとなっております。

資料1-2をごらんください。

本日11月13日現在となりますが、各会派に基礎割でございます一人ずつの5人を差し引きました残りの4人につきまして、ドント式で計算いたしますと、自民むつみ会にお二人、みんなのひとみ及び新創会に一人ずつ割り当てられることになり、委員の選出数は真中でございますが、自民むつみ会3人、みんなのひとみ二人、新創会二人、新生会一人、公明党一人となります。

資料1-1にお戻りください。

当該選出数に基づき、各会派から委員を選出いただきたいと存じます。

なお、次回の委員会11月19日臨時会前日の議運となりますが、新たな委員を選考し、20日臨時会初日の本会議におきまして、議長の指名により選任を行うこととなります。

資料1-3をごらんください。

参考といたしまして、帯田委員からの辞任届、裏面にみんなのひとみの会派結成届の写しを添付してございます。

資料1-4をごらんください。

会派みんなのひとみが結成されましたことから、点線でお示ししておりますが、空き室となっております会派室を暫定的に御使用していただけたらいかがかと考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（福元光一）新創会が今まで10名だったのが5名になったんですけど、この会派室の広さを考えた場合に、一番広い会派室に会派の一番人数の多いところが入るといのが今までの慣例だったんですけど、その点はどう事務局は考えられますか。

○議事調査課長（砂岳隆一）福元委員から御質問がございましたけれども、今までの会派室の使用についても、福元委員がおっしゃるとおり、会派の所属議員数を勘案した会派室の配置となっております。

先ほど申しましたように臨時会を控えておりますことから、暫定的に当分の間ということで、事務局は考えてございます。

○委員（福元光一）暫定的に、その後がちょっ

と聞き取れなかったんですけど、暫定期間というのはいつまでということだったんですか。

○議事調査課長（砂岳隆一）臨時会に向けまして、今後、議員の皆様の会派の数とかが、異動がもしございましたら、再度、議会運営委員会を開催いただきまして、議会運営委員会委員の選出数とか再度、再計算するというのがございますので、会派室の暫定使用につきまして、いつまでというのはちょっと、今の現段階では申し上げられませんが。

○議長（新原春二）今、話があったように、現在、会派が新しくできたために、事務的な手続を今やっている段階で、きょう認められて初めて会派が成立するわけですね。そうした場合には、その協議はこの議会運営委員会で行わなければならないのですが、時期的な目安としては臨時会終了後ということになると思います。

ただ、今話がありましたように、広さ的な順位ですれば、今新創会がいる40平米のところから自民むつみ会が来ると。そういう移動も伴いますので、そこ辺の協議も、今のままでいいのか、またそれを変えていくのかということについては、それぞれまた議会運営委員会の中で協議をしていったほうがいいんじゃないかと。余り固視をするのではなくて、それなりの配慮もお互いにしていただければならないかと思っておりますので、そこ辺を議運のほうで臨時会終了後きちんとした確定をさせていただきたいということです。

○委員（福元光一）今、議長が言われたように臨時会終了後、20、21日であるから、その後、会派のことを協議する、議運で協議するということですね。わかりました。

○議長（新原春二）それと机の移動なんかもあるので、事務局の体制も考えないといけないので、そこ辺の議運の決定と事務局との詰めをしながら日程は決めたほうがいいんじゃないかと思っております。机の移動が結構多くあれば、それだけ日程もかかるので、できれば休会のうちにしたいというのもありますので、そこ辺はまた議運の中で協議をいただきたい。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑は尽きたと認めます。それでは、会派結成に伴う議会運営委員会委

員の取扱いについては、説明のとおり取り扱うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、各会派からの委員選出については、資料1-2に基づき選出していただくこととし、次回の委員会で選考を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、会派結成に伴う議会運営委員会委員の取扱いについてを終了します。

△薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱（案）について

○委員長（今塩屋裕一）次に、薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱（案）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱（案）について御説明申し上げます。

資料2をごらんください。

詳細につきましては、10月17日開催のタブレット端末の基本操作研修終了時に御説明しておりますので、概要について説明いたします。

第1条に、要綱の趣旨を規定するとともに、第2条に、要綱における用語の意義を規定してございます。

第3条では、タブレット端末の貸与等といたしまして、公用タブレット端末でありますことから、第2項に、他人への貸与、譲渡等の禁止を規定してございます。特に第4項に規定しておりますが、附属品のうちキーボード及びアップルペンシルを紛失または破損された場合には、実費弁償していただくこととなっております。

次のページになりますが、第4条では、タブレット端末の設定としまして、公用タブレット端末でございますので、記載のIDパスワードにつきましては事務局で行い、一元管理することとしてございます。

第5条では、タブレット端末による通知等といたしまして、これまでファックス等で御連絡しておりました、第2項各号に記載しております議員の皆様への通知・案内をメール等で行うことを規

定してございます。

第6条では、タブレット端末による会議資料の閲覧等といたしまして、会議の資料等を導入しますペーパーレス会議システムであるサイドブックスにより閲覧していただくこととしてございます。

第7条では、通信料の個人負担といたしまして— 議会運営委員会で御協議、決定いただいておりますが— 通信料の一部、6分の1を負担いただくこととしてございます。今回の契約金額における35台分の1台当たりの通信料の6分の1の額は、月額1,200円となります。

なお、12月定例会から活用することといたしておりますので、12月分から徴収させていただきますと考えてございます。

第8条では、タブレット端末の使用における取り扱いといたしまして6項目を、次のページになりますが、第9条では、タブレット端末の使用上の禁止事項といたしまして、記載の5項目の行為を規定してございます。

第10条では、タブレット端末の代用等といたしまして、会議におきまして個人で所有するタブレット端末等は代用できないこと。また、個人で所有するタブレット端末等の情報通信機器を持ち込んで서는ならないことを規定してございます。

第11条では、遵守事項といたしまして3項目を規定してございます。

第12条では、要綱に定めるほか、必要な事項は議会運営委員会で御協議、決定いただくこととしてございます。

附則でございますが、議会運営委員会で御決定いただきましたら、本日11月13日から施行することとしたいと考えてございます。

なお、本会議、委員会での使用につきましては、12月定例会の6日前議運からとなっておりますので、臨時会での議場または委員会室への持ち込みはできないこととなりますので、御注意いただきたいと存じます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今回導入したタブレット端末については、ただいま説明があった要綱（案）に基づき

取り扱うこととし、また軽微な修正を行う必要がある場合は、委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、本要綱については、ただいま決定を受けて、本日11月13日から施行することになりますので、御了承願います。

以上で、薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱（案）についてを終了します。

---

△平成30年第4回臨時会の会期（案）について

○委員長（今塩屋裕一）次に、平成30年第4回臨時会の会期（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）資料3、平成30年第4回市議会臨時会会期（案）をごらんください。

第4回臨時会の会期は、11月20日及び21日の2日間としてはいかがと考えます。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、臨時会の会期については2日とすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、平成30年第4回臨時会の会期（案）についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時22分休憩

~~~~~

午前10時49分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

---

△「市議会付帯決議に関する問合せ」に対する回答（案）について

○委員長（今塩屋裕一）ここで、市議会附帯決議に関する問い合わせについてに対する回答（案）についてを日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、本件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

まず、事務局から説明させます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、回答（案）について朗読させていただきます。

市議会附帯決議に関する問い合わせについて、回答。

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素から本市における観光誘客や物産販売等のため、多大な御尽力と御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、本年10月19日付けで貴社から提出されました市議会附帯決議に関する問い合わせについて、下記のとおり回答いたしますので、御確認くださいようお願い申し上げます。

なお、市議会といたしましては、第二次薩摩川内市総合計画において定める市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開のため、今後とも議論を重ねながら全力を傾注してまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記。1、お問い合わせ項目1及び2について。

今回、企画経済委員会においては、平成29年度一般会計歳入歳出決算について、市当局から提供を受けた貴社の決算資料等を確認しながら、慎重に審査を行いました。審査の結果、市から貴社に対する多数かつ多額の委託事業が確認され、その全てが競争原理の働かない1者随意契約であったこと及び貴社の設立当時の目標である物産販売を中心とした自立的経営に対しても影響を及ぼす可能性があることと懸念されたことから、市当局に対して改善を促すため、同決算に対し附帯決議が付され、更に本会議においても同様の附帯決議が可決されたところであります。

したがって、本決議は、あくまでも市議会

から市当局に対して改善を要請した決議であり、かつ貴社の役員や従業員の皆様が、本市における観光誘客や物産販売等のため、日々、精励恪勤されていることは十分理解した上での決議であります。

2、お問い合わせ項目の3について。

今回の附帯決議は、平成29年度一般会計歳入歳出決算に関するもので、市当局に対して決議したものであり、株式会社アイ・ビー・キャピタルと貴社を同列視したものではありません。

3、お問い合わせの項目4について。

6月定例会及び9月定例会中に開催されました企画経済委員会の委員会記録（議事録）については、現在作成中ではありますが、録音データについては、公文書の開示請求の手続きを行っていただくことで、当該データのコピーを交付することができますので、議会事務局へお問い合わせください。

4、意見交換会の開催について。

今回、貴社から市議会附帯決議に関する問い合わせがありました。市議会ではお互いの意思の疎通を更に図っていくことが重要であると考えております。

つきましては、意見交換会の開催に向けて御検討くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、案のとおり回答することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

○議長（新原春二）承認をいただきましたので、この後、11時半から会長と社長と正副議長で協議をしたいと思います。それによってまた事態が変わってくるかもしれません。ただ、我々の主張としては、意見交換会をもってそれぞれわだかまり、いろんな意見についてお互いに意思疎通をしましょうということをお願いして、今藤会長、井龍社長もそれについては異存はないということで

ありましたので、そこで整理をしたいというふうになっておりますので、その点よろしく申し上げます。

ただ、意見交換会につきましては、新しい体制になってから日程調整をしながら、12月になるのか、明けて1月になるかわかりませんが、そういう段取りで進んでいくということになりますので、その日程等についても議運の中でまだ御協議をいただいて、中身についても議運で協議をいただいて、議会全体として物産協会の皆さんと意見交換会をするということで御了承願いたいと思います。

○委員長（今塩屋裕一）よろしいですか。皆さんから何かなかったですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）以上で、市議会附帯決議に関する問い合わせについてに対する回答（案）についてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時55分休憩

~~~~~

午前10時55分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 今塩屋 裕 一